

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第2 1～5 [略] 6 飼料添加物一般の試験法 (1)～(23) [略] (24) 窒素定量法 [略] セミマイクロケルダール法 装置 [略] 操作法 [略] 次に、フラスコを振り動かしながら、強過酸化水素水1 mLを少量ずつ内壁に沿って注意して加える。フラスコを加熱し、液が青色澄明となり、フラスコの内壁に炭化物を認めなくなつたとき、加熱をやめる。 [略] (25)～(33) [略] (34) 沸点測定法及び蒸留試験法 第1法 各条に規定する温度範囲が5°未満のとき用いる。 [略] 操作法 あらかじめ液温を測定した試料2.5 mLを0.1 mLの目盛りのあるメスシリンダーGを用いて量り、内容50～60 mLの蒸留フラスコAに入れ、このメスシリンダーを洗わずに受器とし、Aに沸騰石を入れ、浸線付温度計Bは浸線CがコルクせんDの下端にくるように、また水銀球の上端が留出口の中央部にくるように付け、Aに冷却器Eを連結し、EにはアダプターFを接続し、Fの先端は受器のメスシリンダーGの口にわずかに空気が流通するようにして差し込む。Aをおおう高さの風よけを付け、適当な熱源を用いてAを加熱する。</p>	<p>別表第2 1～5 [略] 6 飼料添加物一般の試験法 (1)～(23) [略] (24) 窒素定量法 [略] セミマイクロケルダール法 装置 [略] 操作法 [略] 次に、フラスコを振り動かしながら、強過酸化水素水1 mLを少量ずつ内壁に沿って注意して加える。フラスコを石綿上で加熱し、液が青色澄明となり、フラスコの内壁に炭化物を認めなくなつたとき、加熱をやめる。 [略] (25)～(33) [略] (34) 沸点測定法及び蒸留試験法 第1法 各条に規定する温度範囲が5°未満のとき用いる。 [略] 操作法 あらかじめ液温を測定した試料2.5 mLを0.1 mLの目盛りのあるメスシリンダーGを用いて量り、内容50～60 mLの蒸留フラスコAに入れ、このメスシリンダーを洗わずに受器とし、Aに沸騰石を入れ、浸線付温度計Bは浸線CがコルクせんDの下端にくるように、また水銀球の上端が留出口の中央部にくるように付け、Aに冷却器Eを連結し、EにはアダプターFを接続し、Fの先端は受器のメスシリンダーGの口にわずかに空気が流通するようにして差し込む。Aをおおう高さの風よけを付け、適当な熱源を用いてAを加熱する。<u>ただし、直火で加熱するときは、Aを石綿板（150 mm×150 mmの金網に厚さ6 mmの石</u></p>

[略]

第2法 各条に規定する温度範囲が5°以上のとき用いる。

[略]

装置

第1法と同様の装置を用いる。ただし、蒸留フラスコAは内容200mL、首の内径18～24mmで内径5～6mmの留出管がついているものを用いる。

綿を固着し、中央部に直径30mmの円形の穴をあけたもの)の穴に乗せて加熱する。

[略]

第2法 各条に規定する温度範囲が5°以上のとき用いる。

[略]

装置

第1法と同様の装置を用いる。ただし、蒸留フラスコAは内容200mL、首の内径18～24mmで内径5～6mmの留出管がついているものを用いる。また、直火で加熱するとき用いる石綿板は中央部に直径50mmの円形の穴をあけたものとする。